

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第1号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 産業廃棄物の排出事業者責任に係る事務

所管所属：建設局

通知日：令和6年3月28日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	<p>産業廃棄物を保管する場合の手続について改善を求めたもの</p> <p>産業廃棄物保管施設届出書を確認した結果、届出者が変更になった場合の届出が適切に行われていなかった。</p> <p>【指摘事項】</p> <p>1. 建設局は、廃棄物処理にかかる廃棄物減量推進条例に規定されている必要な届出等について研修により改めて周知徹底を図ること。</p> <p>2. 建設局は、環境局への届出が適正に実行されていることをチェックできる仕組みを構築すること。</p>	<p>【1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出者の変更について、届出漏れのあった全工営所で令和5年9月8日までに届出を完了した。</li> <li>・令和5年9月6日の工営所長会において、産業廃棄物を事業場外保管する場合の手続きに関する研修を実施した。後日、各工営所で同内容について関係職員に周知した。</li> </ul> <p>【2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工営所業務において、産廃関係の書類を含む毎年度もしくは届出者等が変更になった場合に届出が必要になる書類のチェックリストを作成し、各工営所で共有した。</li> <li>・各工営所で、チェックリストにより必要な届出等が適切に行われていることを確認し、そのチェックリストは異動時の引継書類として適切に継承していくことも併せて確認した。</li> </ul>	措置済	令和5年9月21日